

## ホルムアルデヒド発散壁紙等にご注意ください

### 9月全国施工業者に案内 会員組織を通じ周知徹底を図る

壁装施工団体協議会は9月中旬に同会の会員団体に宛てて緊急連絡を行い、会員・所属員に宛てた「ホルムアルデヒド発散壁紙等にご注意ください」と題する案内書を送付するとともに、同書の配布と情報の周知徹底を図って頂きたい旨の依頼を行なった。

これは、会員所属員の施工者が材料支給で壁張り工事をした場合「ホルムアルデヒドが出た」というクレームを受ける恐れがあるので注意を喚起したいとするもの、輸入壁紙などのフリース(不織布)壁紙にはホルムアルデヒド発散量で建築基準法に適合しないものがある。それを需要家・消費者が購入し施工を発注する可能性がある。専門業界とは別ルートでの壁紙輸入・販売が増えつつあるので、その危険性が高いと警戒したものの、案内書は次のとおりである。

最近業界団体の会議等で、需要家・消費者から支給された壁紙を施工した場合、施工後に「シックハウス症候群の症状が出た」などの苦情を施工業者が受ける心配があるとの警告がなされています。その要旨は、輸入壁紙などのフリース(不織布)壁紙には、そのまま施工を行うとホルムアルデヒド発散量で建築基準法違反となる材料があり、壁紙業界では該当商品の輸入・販売を取りやめた経緯があると言うものです。ところが昨今、壁紙業界とは別ルートで直接輸入し消費者へ販売する企業等が増えている。さらに、デジタルプリント機を購入し、オリジナルの壁紙を消費者へ直接供給するなどの新しい販売も現れている。そのように供給される壁紙の中には、ホルムアルデヒド発散壁紙が含まれています。それらの壁紙を消費者が自分で購入し、施工するのは消費者の自己責任ではありますが、消費者がその壁紙を材料支給で施工業者に工事を発注し、施工業者が知らずに施工した場合、前記のようなクレームを受ける恐れが生じる。従って、支給の壁紙を施工する場合には、施工業者は適切な対応をして工事を請けることが大切です。

さらに、別の問題としては、国産のビニル壁紙などで防火材料の認定も受けホルムアルデヒドでもF☆☆☆☆の材料を、デジタルプリントして「更に加工した壁紙」とした場合、その加工された壁紙は「防火認定品」でも「F☆☆☆☆壁紙」でもなくなり、その性能ある壁紙と認められるには、新たに認定を得る必要が生じる。また、ホルムアルデヒド発散壁紙と同じ場所で梱包されたF☆☆☆☆の材料も「F☆☆☆☆壁紙」ではなくなり、再度梱包場所のホルムアルデヒド放散量を測定し新たに認定を得る必要が生じます。このように、建築基準法に適合する仕上げには、ホルムアルデヒドや内装制限を受ける部分では防火性能などの問題も考慮する必要があります。

壁装施工団体協議会は以上の問題を考慮し、会員の所属員各位が、需要家・消費者からの支給の壁紙施工を受注する場合は次の処直を講ずるようお勧めします。

積算・見積り書提出の際に、次の事項を明らかにした文書を作成し、顧客からも承認した証の印鑑又は署名を頂き、双方同書を保存する。

- ① 壁紙は顧客から支給されたものであることを明記する。
- ② 施工に用いる下地調整材の品種ごとに、商品名と品番等を明記し、当該製品の性能表等も添付する。
- ③ 施工用接着剤も同様に商品名・品番・性能表の添付等をして、施工の仕様も明記する。